

新規評価マニュアルの変更

【道路課】

対象事業：道路事業
【維持管理（防災事業）】

マニュアル変更の背景・必要性（近年の無電柱化）

マニュアル変更の背景

○近年災害が激甚化頻発化し、電柱倒壊による道路寸断などが全国的に多発し、災害時の緊急車両通行に支障が生じている。

県内におけるこれまでの無電柱化

○道路事業や区画整理事業、市街地開発事業等の道路拡幅と同時に無電柱化を行ってきた。



これからの無電柱化

○道路改良等と一体となった無電柱化は、用地買収も伴い施工箇所も限られることから、道路改良等を伴わない無電柱化のみの事業についても取り組んでいく。

※これまで無電柱化事業のみの事業評価を行った実績は無い。（新規評価マニュアル無し）
道路事業においては防災の観点を中心として無電柱化事業を行うことから道路事業の維持管理（防災）として事業評価を行えるよう見直しをしたい。

災害時の救援活動を妨げる電柱

台風による倒壊



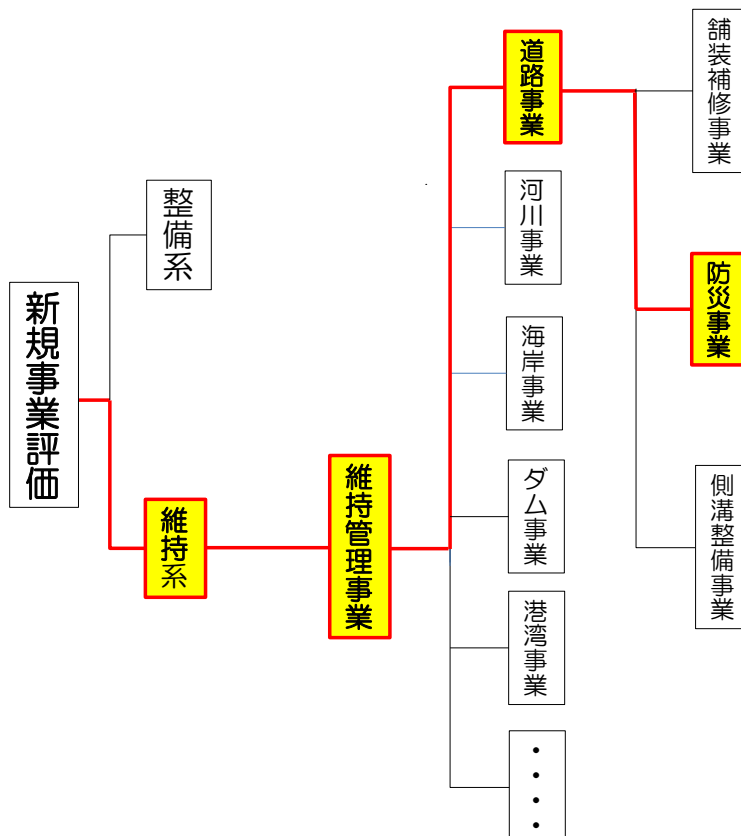
出典: 国土交通省ウェブサイト
(https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/photo/chi_04.html)

地震による倒壊



出典: 国土交通省ウェブサイト
(<https://www.mlit.go.jp/common/001135910.pdf>)

新規評価マニュアルによる新規評価対象事業の分類系統図（抜粋）



評価体系

道路事業

○維持管理

評価視点	舗装補修事業		防災事業		側溝整備事業	
	該当指標	最大点	該当指標	最大点	該当指標	最大点
位置付け	事前調査	100	点検及びプログラム	100	事前調査	100
必要性・効果	損傷の程度	60	損傷の程度	80	損傷の程度	60
	交通量	40	交通量	20	交通量	40
実施環境	公共施設、沿道状況等	60	公共施設、沿道状況等	60	公共施設、沿道状況等	60
	道路の役割	30	道路の役割	30	道路の役割	30
	緊急輸送道路、観光ルート	10	緊急輸送道路、観光ルート	10	緊急輸送道路、観光ルート	10

4

評価基準

評価	A	B	C
(1)位置付け	80点以上	60点以上80点未満	60点未満
(2)必要性・効果	80点以上	60点以上80点未満	60点未満
(3)実施環境	80点以上	60点以上80点未満	60点未満

判断基準

ランク	箇所整備方針	組み合わせ
I	優先的に事業を実施	AAA AAB
II	事業を実施	ABB BBB
III	新規着手を見合わせる	AAC ABC ACC BBC BCC CCC

4

道路事業（維持管理）

（１）評価視点：位置付け

評価項目：点検計画 評価指標：点検及びプログラム

点検、プログラム等による評価

評価要素	点数
○H8道路防災総点検要対策箇所	いずれかに該当 80点
○緊急点検で対策が必要と判断された箇所	
○各種計画に位置付けられた箇所(例 佐賀県無電柱化推進計画 等)	
○通行規制区間	いずれかに該当 20点
○渋滞対策プログラムの渋滞箇所	
○交通事故多発箇所	
	合計 100点満点

（２）評価視点：必要性・効果

評価項目：安全性

評価指標：損傷・リスクの程度

採択要件下記要素による評価

~~○H8道路防災総点検において、点検を実施した1,429箇所のうち、対策が必要と判断された428箇所を優先するが、経年変化、状況変化により対策を講じる必要がある場合も対象~~

~~○波浪の影響を受ける箇所で、対策を講じなければ交通に著しく支障を及ぼす恐れのある箇所~~

~~○その他、随時実施する緊急点検で対策が必要と判断された箇所~~

評価要素	点数
①斜面の表面に浮石、転石の存在する箇所 ②斜面に崩壊性の土質、岩質が存在する箇所 ③既設対策工が老朽化し、効果が発揮されていない箇所 ④斜面に岩盤が露出している箇所 ⑤地滑り危険箇所に指定されているか、地滑り現象が認められる箇所 ⑥軟弱地盤上に道路盛土がなされており、沈下等の変状が認められる箇所 ⑦擁壁等の既設構造物の基礎部分の変状やクラック、ずれ等の変状が認められる箇所 ⑧波浪の影響を受ける箇所で、交通に著しく支障を及ぼす恐れのある箇所 ⑨斜面表面の浮石、転石の落石等が発生し確認された箇所 ⑩斜面が既に一部崩壊している、またはその恐れが認められる箇所 ⑪地滑り現象が進行している箇所 ⑫重要構造物（トンネル・橋梁）及びその周辺で道路施設の変状が認められる箇所 ⑬地震等による電柱倒壊に伴い道路が閉塞し、地域の防災機能低下の恐れのある箇所	いずれかに 該当 ①～⑧は 60点 ⑨～⑬は 80点

※H8道路防災総点検の状況

H8道路防災総点検 総点検数	1,429箇所
対策が必要と判断された箇所	428箇所
カルテを作成し対応する箇所	601箇所
特に対応を必要としない箇所	400箇所

評価項目：利活用度

評価指標：交通量

現況交通量による評価

評価要素（交通量）	点 数
10,000 台/日以上～	20 点
4,000～10,000 台/日未満	15 点
500～ 4,000 台/日未満	10 点
0～ 500 台/日未満	0 点

（３）評価視点：実施環境

評価項目：沿道土地利用

評価指標：公共施設、沿道状況等

沿道状況による評価

評 価 要 素（沿道状況）	（最高で 60 点）
○通学路の指定の有無及び今後の整備による追加指定の有無	60 点
○対象事業から半径約 1 km以内の沿道施設状況による評価	
・ 下記の沿道施設が 3 以上存在する	60 点
・ 下記の沿道施設が 2 存在する	40 点
・ 下記の沿道施設が 1 存在する	20 点
教育施設（小・中学校・高校）	
市役所・役場または公共施設	
病院	
集会場	
福祉施設	
駅・公園等	
商店街	
バス路線	
防災施設	
○迂回路の状況による評価	
・ 迂回路なし	60 点
・ 迂回距離が 2 km 以上増加	40 点
・ 迂回路有り	0 点

評価項目：道路分類

評価指標：道路の役割

評 価 要 素		点数
主要幹線道路(A)	○県土の骨格となる東西軸、南北軸 ・有明海沿岸道路、国道 498 号(伊万里～鹿島) 〔九州横断自動車道、西九州自動車道、佐賀唐津道路〕	30 点
主要幹線道路(B)	○主要幹線道路(A)を補完する東西軸、南北軸 ・江北芦刈線、263 号、264 号、385 号、久留米基山筑紫野線 〔3 号、3 4 号、3 5 号、202 号(伊万里～有田)〕	20 点
幹線道路	○都市環状道路、都市幹線道路 ・2 次生活圏中心都市(佐賀市、唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、鳥栖市)の環状道路、市街地内幹線道路	20 点
	○生活圏中心都市連絡道路 ・2 次生活圏中心都市と周辺町村(役場)を連絡する道路	
	○隣県ネットワーク(A) ・福岡県、長崎県(市)との連絡道路	
	○幹線代替路線 ・主要幹線道路(A)の代替え機能を有する道路	
	○空港、港湾等、交流物流拠点へのアクセス道路 ・交流物流拠点から主要幹線道路へのアクセス道路	
	○I C アクセス ・幹線道路から高規格幹線道路や地域高規格道路等の I C へのアクセス道路	
補助幹線道路	○隣接市町村連絡道路 ・隣接する役場を連絡する道路	20 点
	○隣県ネットワーク(B) ・福岡県、長崎県(町村)との連絡道路	
	○日常生活を支える道路 ・集落から役場や医療機関等、日常生活の中で必要不可欠な施設までに至る道路	
	○その他の国県道	10 点

評価項目：地域振興

評価指標：緊急輸送路、観光ルート

評 価 要 素		点数
観光ルート又は緊急輸送道路	・観光地と主要幹線道路を結ぶ道路又は、緊急輸送道路に位置づけられている道路	10 点

道路事業（維持管理）

○評価視点：位置付け

評価項目：点検計画 評価指標：事前調査

【対象事業：舗装補修】

事前調査による評価

評価要素（路面・沿道状況・他事業関連項目）	点 数
☐ わだち掘れにより、通行車両や通行人に障害が発生している箇所 ☐ 舗装の劣化が激しい箇所 ☐ カーブ区間及び交差点付近などの偏荷重のかかる箇所 ☐ 大型車の通行が多い箇所 ☐ 沿道が家屋連担地区であり、通行車両の騒音に配慮すべき箇所 ☐ 通行規制区間 ☐ 渋滞対策プログラムの渋滞箇所 ☐ 交通事故多発箇所	1 項目 20 点による合計点 (100 点満点)

評価項目：点検計画 評価指標：点検及びプログラム

【対象事業：防災】

点検、プログラム等による評価

評 価 要 素	点 数
☐ 緊急点検で対策が必要と判断された箇所 ☐ 各種計画に位置付けられた箇所（例 佐賀県無電柱化推進計画 等）	いずれかに該当 80 点
☐ 通行規制区間 ☐ 渋滞対策プログラムの渋滞箇所 ☐ 交通事故多発箇所	いずれかに該当 20 点
	合計 100 点満点

評価項目：点検計画 評価指標：事前調査

【対象事業：側溝整備】

事前調査による評価

評 価 要 素	点 数
☐ 沿道が人家連担地区で大型車の多い箇所 ☐ 沿道が人家連担地区で狭隘区間 ☐ 沿道が人家連担地区で路面雨水が民地（宅地）に流入している箇所 ☐ 降雨時、排水施設が無い場合、車両走行に著しく影響を与えている箇所 ☐ カーブ区間及び交差点付近などの偏荷重のかかる箇所 ☐ 通行規制区間 ☐ 渋滞対策プログラムの渋滞箇所 ☐ 交通事故多発箇所	1 項目 20 点による合計点 (100 点満点)

○評価視点：必要性・効果

評価項目：安全性

評価指標：損傷・リスクの程度

【対象事業：舗装補修】

事業採択の目安による評価

- 舗装が損傷し交通の支障となっている箇所、MC I 値 3.5 以下を目安とする。
- また、他事業（歩道設置事業等）関連により、車道部の舗装が必要な場合は本事業で対応する。

評 価 要 素（採択の目安）		点 数
①MC I 値で評価	MC I 値	
	3.0 未満	60 点
	3.0～5.0	30 点
	5.0 を越える	0 点
②他事業（交通安全事業等）との関連により、舗装の補修が必要な箇所		60 点

※MC I（維持管理指数）は道路管理者の立場から舗装の供用性を客観的に判断することを目的に、国土交通省で開発された指数である。10点法を用いて破損の進行度合いに応じ減少する値であり、舗装新設、または、舗装修繕後概ね10年でMC I 値は3.5以下に減少すると想定されている。

$$MC I = 10 - 1.48C0.3 - 0.29D0.7 - 0.47\sigma0.2$$

C：ひびわれ率（%）

D：わだち掘れ深さの平均（mm）

σ：平坦性（mm）

評価項目：安全性

評価指標：損傷・リスクの程度

【対象事業：防災】

下記要素による評価

評 価 要 素	点 数
①斜面の表面に浮石、転石の存在する箇所	いずれかに 該当
②斜面に崩壊性の土質、岩質が存在する箇所	
③既設対策工が老朽化し、効果が発揮されていない箇所	
④斜面に岩盤が露出している箇所	
⑤地滑り危険箇所に指定されているか、地滑り現象が認められる箇所	
⑥軟弱地盤上に道路盛土がなされており、沈下等の変状が認められる箇所	
⑦擁壁等の既設構造物の基礎部分の変状やクラック、ずれ等の変状が認められる箇所	①～⑧は 60 点
⑧波浪の影響を受ける箇所で、交通に著しく支障を及ぼす恐れのある箇所	
⑨斜面表面の浮石、転石の落石等が発生し確認された箇所	⑨～⑬は 80 点
⑩斜面が既に一部崩壊している、またはその恐れが認められる箇所	
⑪地滑り現象が進行している箇所	
⑫重要構造物（トンネル・橋梁）及びその周辺で道路施設の変状が認められる箇所	
⑬地震等による電柱倒壊に伴い道路が閉塞し、地域の防災機能低下の恐れのある箇所	

評価項目：安全性

評価指標：損傷・リスクの程度

【対象事業：側溝整備】

事業採択の目安による評価

- 降雨時において排水施設が未整備、又は、老朽化の為、車両及び歩行者の通行に著しく影響を与え、事故の発生の恐れがあると判断される箇所で以下の要件に該当するもの。
- また、他事業（舗装補修事業）関連で、排水施設の修繕、改築が必要な場合は本事業で対応する。

評 価 要 素（採択の要件）	点 数
①側溝未整備による豪雨時排水不能及び流末処理不完全箇所	いずれかに該当 60 点
②側溝の老朽化あるいは、流下断面の不足箇所	
③山間部における路側洗掘崩落のため、安全上必要な箇所	
④人家連担地区で家屋の浸水により、住民に不安をあたえている箇所	
⑤道路横断排水施設（横断暗渠、横断函渠）が車両大型化に伴い破損し、道路陥没の恐れがある箇所で小規模な工事	
⑥他事業関連で一体的な整備が必要な箇所	

評価項目：利活用度

評価指標：交通量

【対象事業：舗装補修、側溝整備】

現況交通量による評価

評価要素（交通量）	点 数
10,000 台/日以上～	40 点
4,000～10,000 台/日未満	30 点
500～ 4,000 台/日未満	20 点
0～ 500 台/日未満	0 点

評価項目：利活用度

評価指標：交通量

【対象事業：防災】

現況交通量による評価

評価要素（交通量）	点 数
10,000 台/日以上～	20 点
4,000～10,000 台/日未満	15 点
500～ 4,000 台/日未満	10 点
0～ 500 台/日未満	0 点

○評価視点：実施環境

評価項目：沿道土地利用

評価指標：公共施設、沿道状況等

【対象事業：舗装補修、防災、側溝整備】

沿道状況による評価

評 価 要 素（沿道状況）	（最高で 60 点）
○通学路の指定の有無及び今後の整備による追加指定の有無	60 点
○対象事業から半径約 1 km 以内の沿道施設状況による評価	
・ 下記の沿道施設が 3 以上存在する	60 点
・ 下記の沿道施設が 2 存在する	40 点
・ 下記の沿道施設が 1 存在する	20 点
教育施設（小・中学校・高校）	
市役所・役場または公共施設	
病院	
集会場	
福祉施設	
駅・公園等	
商店街	
バス路線	
防災施設	
○迂回路の状況による評価	
・ 迂回路なし	60 点
・ 迂回距離が 2 km 以上増加	40 点
・ 迂回路有り	0 点

評価項目：道路分類

評価指標：道路の役割

【対象事業：舗装補修、防災、側溝整備】

評 価 要 素		点数
主要幹線道路(A)	○県土の骨格となる東西軸、南北軸 ・有明海沿岸道路、国道 498 号(伊万里～鹿島) 〔九州横断自動車道、西九州自動車道、佐賀唐津道路〕	30 点
主要幹線道路(B)	○主要幹線道路(A)を補完する東西軸、南北軸 ・江北芦刈線、263 号、264 号、385 号、久留米基山筑紫野線 〔3 号、3 4 号、3 5 号、202 号(伊万里～有田)〕	20 点
幹線道路	○都市環状道路、都市幹線道路 ・2 次生活圏中心都市(佐賀市、唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、鳥栖市)の環状道路、市街地内幹線道路	20 点
	○生活圏中心都市連絡道路 ・2 次生活圏中心都市と周辺町村(役場)を連絡する道路	
	○隣県ネットワーク(A) ・福岡県、長崎県(市)との連絡道路	
	○幹線代替路線 ・主要幹線道路(A)の代替え機能を有する道路	
	○空港、港湾等、交流物流拠点へのアクセス道路 ・交流物流拠点から主要幹線道路へのアクセス道路	
	○I C アクセス ・幹線道路から高規格幹線道路や地域高規格道路等の I C へのアクセス道路	
補助幹線道路	○隣接市町村連絡道路 ・隣接する役場を連絡する道路	20 点
	○隣県ネットワーク(B) ・福岡県、長崎県(町村)との連絡道路	
	○日常生活を支える道路 ・集落から役場や医療機関等、日常生活の中で必要不可欠な施設までに至る道路	
	○その他の国県道	10 点

評価項目：地域振興

評価指標：緊急輸送路、観光ルート

【対象事業：舗装補修、防災、側溝整備】

評 価 要 素		点数
観光ルート又は緊急輸送道路	・観光地と主要幹線道路を結ぶ道路又は、緊急輸送道路に位置づけられている道路	10 点

評価項目：環境等
評価指標：自然環境保全
評価指標：定性評価

評価項目：環境等
評価指標：生活環境対策
評価指標：定性評価

評価項目：環境等
評価指標：コスト縮減策
評価指標：定性評価